

入所申込に関する確認票

下記の内容を全て確認のうえ、☑を入れ、保護者氏名を記入し、申請時に必要書類とともに提出してください。

- ☐ 保育施設により入所対象年齢や保育時間、延長保育の実施の有無が異なります。申請前に必ずご確認ください。
- ☐ 必要書類は受付期間内に必ず提出してください。**不備・不足がある場合は受付できません。**
- ☐ 「世帯の状況」には、お子さんと同居している方全員を記入してください。**住民票で世帯分離をしていますが同一家屋に居住している場合は、同居として扱います。**
- ☐ 転入予定での入所申請は、**入所日までに喜多方市へ住民登録されていること**が入所の条件です。
- ☐ お子さんの適切な保育を実施するため、喜多方市と入所を希望する保育施設等関係機関との間で、申請書類や健診結果等の内容を共有します。
- ☐ 4月入所希望（10月申請）の1次選考は、**希望施設のみで調整**を行います。申込者全ての1次選考終了後、希望施設に入所できなかった方については、2次選考として他施設の案内を希望する場合に限り、電話等により空き状況を連絡します。
- ☐ 入所が決定した保育施設への入所を辞退した場合、同年度内の再申請時は入所選考の優先度が下がります。
- ☐ 転園が決定となった場合、転園を辞退して、**転園前の施設を継続して利用することはできません。**
- ☐ 育児休業取得者は、**入所から1か月以内に職場復帰すること**が入所の条件です。
- ☐ 希望施設や順位の変更、または転園の取下げは、**申込期限まで**に変更申請書（取下書）を提出してください。
- ☐ 保育料算定の基準となるお子さんの年齢は、4月1日時点の年齢を適用し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません（年度途中で3歳になった場合、翌年度4月から無償化の対象になります）。
- ☐ 保育料（副食費免除判定）は、父母の市民税所得割額により決定します。4月から8月分までは前年度、9月から3月分までは当該年度の市民税所得割額により決定します。また、父母の各々の課税参照年度の収入額が103万円に満たない場合は、同居する祖父母等を合算して保育料を決定します。
- ☐ 市・県民税の未申告者は、保育料発生月の前月までに手続きがない場合、最高階層額で「決定」となります。3歳以上の場合は、副食費免除判定ができません。
- ☐ 保育料や給食費は必ず納期までに納付してください。納期を過ぎた場合、督促状を発送します。それでもなお保育料や給食費の未納が続きますと、滞納処分（財産調査や差押等）が行われることがあります。
- ☐ ハローワークでの育児休業給付金の支給延長手続きには、申込書の写しが必要です。**こども課で申請書等のコピーはできません**ので、申請前にコピーや撮影等を済ませてください。
- ☐ 育児休業延長や育児休業給付金に関しては、就労先やハローワークに確認してください。また、入所申込をしていない場合は保留通知書を発行できません。
- ☐ 翌年度（4月以降）の入所申請は別途書類の提出が必要です。
- ☐ 本確認票以外に「喜多方市教育・保育施設等の入所案内」の内容も確認しました。
上記すべての事項を了承し、保育施設の入所申請を行います。

令和 年 月 日

保護者氏名

※確認票は原本を提出いただきます。必要があればコピーや撮影等をして保管してください。